

奈良県LPガス料金高騰対策事業
【支援金交付申請等の手引き】

令和5年7月

一般社団法人 奈良県LPガス協会
補助金センター

奈良県LPガス料金高騰対策事業 支援金交付申請等の手引き

I. はじめに

この手引きは、奈良県LPガス料金高騰対策支援金交付要綱（以下「交付要綱」という。）を補完するものです。

本支援金は、国の地方創生臨時交付金を財源とし、物価高騰の影響を受けている生活者及び事業者への支援が目的となっていることから、国及び県からは、支援金の適正な執行が求められており、また、不正行為は厳正に対処されることとなります。

交付要綱及び本手引きを十分確認いただき、支援金の申請及び交付を受ける際は、適正に行われますよう切にお願いいたします。

なお、本手引きは、事業開始後も適宜改訂を行うこととします。また、記載した内容を予告なく変更する場合がありますので、常に最新版を確認願います。

II. 支援金の概要と基本的な事項

1. 対象となる事業期間

令和5年1月から9月のLPガス料金

3,600円（1月当たり400円×9ヵ月）の支援を行う。

2. LPガス料金の定義

消費者に請求すべき基本料金及び従量料金が対象となります。基本料金、従量料金と別に設備使用料、器具代、リース料及びレンタル料を請求する場合は、LPガス料金の上昇とは関係がないため対象となりません。

3. 事務局

「補助金センター」を「一般社団法人 奈良県LPガス協会」内におく。

4. 支援対象者

奈良県内でL Pガスを使用する一般消費者等が対象。

※工業用、質量販売、国または地方公共団体によって管理等が行われている公共施設は除く。

※公立施設であっても、公営住宅の入居者や施設の利用者がL Pガス料金を負担している場合は対象となります。

※一軒の家庭に複数の契約に基づき供給している場合は、契約ごと（メーター数ごと）に支援額を算定します。

※ガス事業法で定めるコミュニティーガスの需要家について、指定旧供給地点に供給されている販売事業所は、事前に「特別供給条件許可申請書」を近畿経済産業局へ提出する必要があります。また、自由化団地に供給されている販売事業所は今後、ガス事業法に規定する第14条第15条書面（周知・書面の交付）より、お客さまに取引条件の変更（料金の値引き）について、周知等を行う必要があります。詳しくは（一社）コミュニティーガス協会近畿支部（TEL:06-6231-3226）へ確認をお願いします。

5. 支援額及び方法

補助金額：6億7,320万円

| 支援内容 | 支援金の額 |
|-------------|--|
| 支援実施のための原資 | 3,600円×世帯数（現に供給しているメーター数） （各世帯1回のみ、利用実績がある世帯のみ） |
| 販売事業者への経費支援 | 一律 35,000円 |

《例》税抜き6,000円（税込み6,600円）の場合

$$\begin{array}{rcl} 6,000\text{円（元値）} - 3,600\text{円（支援分）} & = & 2,400\text{円} \\ & & \text{消費税} \quad 240\text{円} \\ \hline \text{利用世帯への請求額} & & 2,640\text{円} \end{array}$$

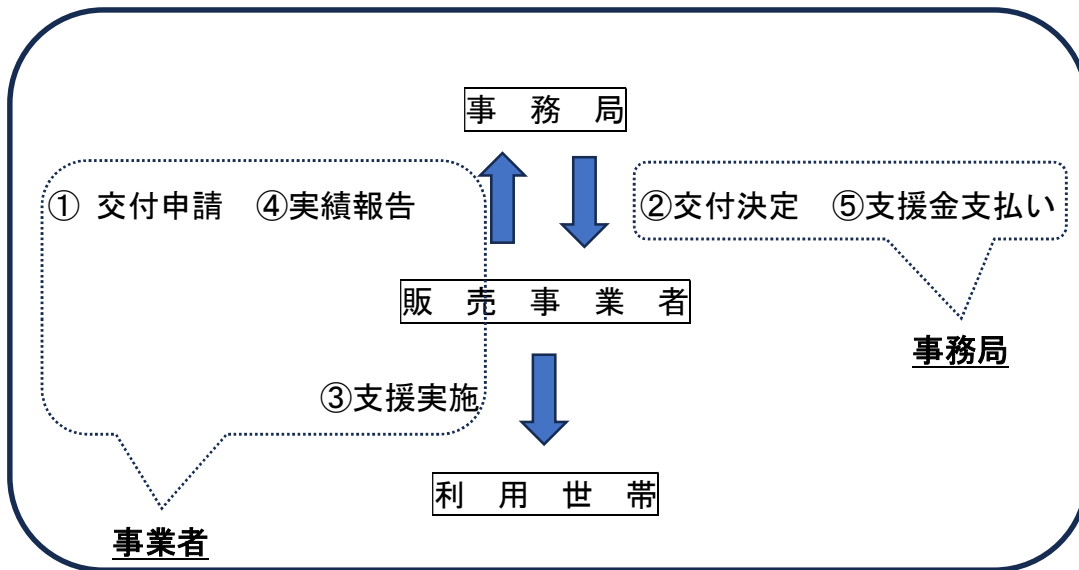
6. 支援の実施

実績報告提出期限（11月30日）までに支援を実施。

※1回で満額の支援を行えない場合は、複数回に分けて実施してもよい。

※検針票、請求書、Web明細、領収証等に「県の支援によりガス料金から3,600円を減額しています。」等を明示してください。

Ⅲ. 手続きの流れ



① 「交付申請書」の提出

支援金の活用により消費者のLPガス料金支援を行う販売事業者は、交付要綱第5条により、交付申請書(様式第1号)を補助金センターに提出願います。

また、実績報告前に概算払いを選択される事業者は概算払請求書(様式第1号別紙)を同時に提出願います。支払期日(10月20日頃)に概算払い額を指定口座に振り込みます。

補助金センターは、令和5年9月1日(金)9時より稼働いたします。申請書等は、補助金センター開設後に提出してください。

(1) 申請期限

令和5年9月1日(金)から9月22日(金)日まで

(2) 提出方法

郵送による

※期限当日の消印有効です。間に合わない場合には、期限までに電話にてご連絡の後、メール又はファックスにて送信いただき、後日、速やかに提出願います。

※申請は、一業者一申請となります。営業所等が複数ある場合は、取りまとめのうえ提出してください。

(3) 支援対象とする一般消費者等の件数

申請時の件数を記載してください。件数の考え方は「Ⅱ. 補助金の概要と基本的な事項 4. 支援対象者」のとおりです。件数は、実績報告書兼精算払請求書（様式第3号）で確定しますので、申請書提出後に件数の増減が生じても構いません。

※LPガス事業者賠償責任保険の消費者戸数との整合に留意すること。

(4) 支援金申請額

3,600円×世帯数（メーター数）＋実施のための経費（35,000円）を申請してください。

《例》世帯数（メーター数）が100件の場合

$$3,600円 \times 100件 + 35,000円 = 395,000円$$

(5) 添付書類

下記書類添付してください。

○LPガス販売事業の登録がわかる書類

○県税の納税証明書（全税目）の写し（*）

○法人の履歴事項全部証明書の写し（*）または申請者の身分証明書（運転免許証（両面）やマイナンバーカード（表面））又は住民票（*）等のいずれかの写し

（*）交付申請日から3か月以内に取得したものを添付ください。

○通帳等の写し

※概算払いを選択される事業者のみ

添付書類は、補助事業の経費に関する帳簿及びすべての証拠書類とともに補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間（令和10年度まで）保管し、事務局、県、国等の閲覧に供せるよう保管してください。

② 「交付決定通知書」の送付

①の交付申請書を提出された事業者には、内容を審査の上、事務局から交付決定通知書書（第2号様式）を郵送します。

③ 「支援の実施」

「5. 支援額及び方法」及び「6. 支援の実施」に沿って消費者へ支援を行ってください。

④ 「実績報告書兼精算払請求書」の提出

L P ガス料金の支援件数と金額が確定しましたら、期限までに実績報告書兼精算払請求書（第3号様式）を提出願います。

(1) 提出期限

令和5年10月1日（日）から11月30日（木）まで

(2) 提出方法

郵送または電子メールによる

※協会電子メールアドレス（narahpghk_29@bird.ocn.ne.jp）

※郵送の場合は、期間末日の消印有効です。間に合わない場合には、期限までに電話にてご連絡の後、メール又はファックスにて送信いただき、後日、速やかに提出願います。

※申請は、一業者一申請となります。営業所等が複数ある場合は、取りまとめのうえ提出してください。

(3) 精算払請求

支援を行った一般消費者等の件数及び支援の実績額を記載してください。

※添付書類との整合に留意すること。

(4) 添付書類

支援件数及び支援の実績額の根拠として、次のものを添付してください。

○消費者の氏名、企業・団体名が識別できる一覧表

（「交付対象世帯一覧表」）

※下図のとおり、協会が選択した消費者の支援をしたことがわかる請求書等の帳票を提出してください。

○通帳等の写し

| 消費者戸数 | 確認件数 | 備 考 |
|---------|------|-----|
| 100 件以下 | 5 件 | |
| 300 件以下 | 10 件 | |
| 301 件以上 | 20 件 | |

添付書類は、補助事業の経費に関する帳簿及びすべての証拠書類とともに支援事業の完了の日の属する年度の終了後5年間（令和10年度まで）保管し、事務局、県、国等の閲覧に供せるよう保管してください。

⑤ 「支援金額決定通知書」の送付

④の実績報告書兼精算払請求書（第3号様式）を提出されましたら、内容を審査の上、事務局から支援金額交付決定通知書（第4号様式）を送付し、支払期日（11月20日以降より週単位で設定予定）に支援金を指定口座に振り込みます。

改定履歴

・2023年7月10日 作成